

○音楽著作権侵害差止等請求事件

(昭和五九年(特)第一二〇四号一部棄却
同六三年三月一日第三小法廷判決一部却下)

【上告人】 控訴人 被告 具 三 否 外一名 代理人 安部千春 外二名

【被上告人】 被控訴人 原告 社団法人日本音楽著作権協会 代理人 井上準一郎

【第一審】 福岡地方裁判所小倉支部 昭和五七年八月三十一日判決

【第二審】 福岡高等裁判所 昭和五九年七月五日判決

○判示事項

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

○判決要旨

スナック等の経営者が、カラオケ装置と音楽著作物たる楽曲の録音されたカラオケテープとを備え置き、客に歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による伴奏により他の客の面前で歌唱させるなどし、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを用意しているときは、右経営者は、当該音楽著作物の著作権者の許諾を得な

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

い限り、客による歌唱につき、その歌唱の主体として演奏権侵害による不法行為責任を免れない。

(意見がある。)

【参照】 著作権法二二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

同法（昭和五九年法律第四六号による改正前のもの）三八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提示につき受ける対価をいう。次項において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、若しくは上映し、又は有線放送することができる。ただし、当該上演、演奏、口述、上映又は有線放送について実演家又は口述を行なう者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

同法（昭和六一年法律第六四号による改正前のもの）附則一四条 適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。

同法施行令附則三条 法附則第十四条の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に

音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの

二 キヤバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他フロアにおいて客にダンスをさせる営業

三 音楽を伴って行なわれる演劇、演芸、舞踊その他の芸能を観客に見せる事業

旧著作権法（明治三十二年法律第三九号）三〇条一項第八 既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

第八 音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興行又ハ放送ノ用ニ供スル
コト

○主 文

原判決中カラオケ演奏を伴奏とする歌唱による演奏権侵害を理由とする被上告人の損害賠償請求にかかる部分に関する本件上告を棄却する。

その余の本件上告を却下する。

訴訟費用は上告人らの負担とする。

○理 由

上告代理人安部千春の上告理由について

【要旨】 原審の適法に確定したところによれば、上告人らは、上告人らの共同経営にかかる原判示のスナック等において、カラオケ装置と、被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることがを意図していたというのである。かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏（歌唱）という形態による当該音楽著作物の利用主体は上告人らであり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図つて営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。

したがつて、上告人らが、被上告人の許諾を得ないで、ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害するものというべきであり、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない。カラオケテープの製作に当たり、著作権者に対して使用料が支払われているとしても、それは、音楽著作物の複製

(録音)の許諾のための使用料であり、それゆえ、カラオケテープの再生自体は、適法に録音された音楽著作物の演奏の再生として自由になしうるからといつて(著作権法(昭和六一年法律第六四号)による改正前のもの)附則一四條、著作権法施行令附則三條参照)、右カラオケテープの再生とは別の音楽著作物の利用形態であるカラオケ伴奏による客等の歌唱についてまで、本来歌唱に対して付随的役割を有するにすぎないカラオケ伴奏とともにするという理由のみによつて、著作権者の許諾なく自由になしうるものと解することはできない。

右と同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、これと異なる見解に立つて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

なお、上告人らは、原判決中カラオケ演奏を伴奏とする歌唱による演奏権侵害を理由とする被上告人の損害賠償請求を除くその余の請求にかかる部分については、上告理由を記載した書面を提出しない。

よつて、民訴法四〇一條、三九九條、三九九條ノ三、九五條、八九條、九三條に従い、上告理由に対する判断につき裁判官伊藤正己の意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官伊藤正己の意見は、次のとおりである。

私は、原審の確定した事実関係のもとにおけるカラオケ演奏に関して、上告人らは演奏権侵害の不法行為責任を負うものであるとして、右不法行為に基づく被上告人の損害賠償請求を認容した原判決は是認することができるとした多数意見の結論には賛成するが、その結論に至る理由づけには同調することができない。その理由は、以下のとおりである。

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

多数意見は、上告人らがその共同経営にかかるスナック等において、カラオケ装置とカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることが意図していたという原判示の事実関係のもとにおいて、ホステス等が歌唱する場合だけでなく、客のみが歌唱する場合についても、その演奏(歌唱)という形態による音楽著作物の利用主体は営業主たる上告人らであると捉え、その演奏は営利を目的として公にされたものであるから、右演奏につき被告上告人の許諾を得ていない上告人らは、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れない、とするものである。

私見においても、カラオケ伴奏によりホステス等従業員が歌唱する場合に、営業主たる上告人らをもつて、その演奏(歌唱)という形態による音楽著作物の利用主体と捉えることには異論はなく、また、ホステス等が客とともに歌唱する場合も、ホステス等と客の歌唱を一体的に捉えて利用主体は営業主たる上告人らであると解することができるであろう。しかしながら、客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる上告人らをもつて音楽著作物の利用主体と捉えることは、いささか不自然であり、無理な解釈ではないかと考える。多数意見は、客のみが歌唱する場合でも、前記のような店の従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れるなど営利を目的としているとして、客による歌唱も著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視

しうるというのであるが、店の従業員による歌唱の勧誘等、多数意見の挙げる右の各事実を考慮しても、客は、上告人らとの間の雇用や請負等の契約に基づき、あるいは上告人らに対する何らかの義務として歌唱しているわけではなく、歌唱するかしないかは全く客の自由に任されているのであり、その自由意思によつて音楽著作物の利用が行われているのであるから、営業主たる上告人らが主体的に音楽著作物の利用にかかわつていふといふことはできず、したがつて、客による歌唱は、音楽著作物の利用について、ホステス等従業員による歌唱とは区別して考えるべきであり、これを上告人らによる歌唱と同視するのは、擬制的にすぎて相当でないといわざるをえない。

私は、カラオケ演奏については、右のようにカラオケ伴奏による歌唱の面で捉えるのではなく、カラオケ装置に着目し、カラオケ装置によるカラオケテープの再生自体を演奏権の侵害と捉えるのが相当であると考えらる。著作権法（昭和四五年法律第四八号をいう。但し、昭和六一年法律第六四号による改正前のもの。以下同じ。）附則一四条は、適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行われるものを除き、当分の間、「音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ著作物ノ適法ニ写調セラレタルモノヲ興業又ハ放送ノ用ニ供スルコト」は「偽作ト看做サス」とする旧著作権法（明治三二年法律第三九号をいう。以下同じ。）三〇条一項第八号の規定は、なおその効力を有する旨規定し、これを受けて著作権法施行令（昭和四五年政令第三三五号をいう。以下同じ。）附則三条一号は、右にいう「政令で定める事業」として、「喫茶店その他客に飲食をさせる営業で、客に音楽を鑑賞させることを営業の内容とする旨を広告し、又は客に音楽を鑑賞させるため

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

の特別の設備を設けているもの」を挙げているところ、多数意見は、カラオケ装置の設置は「客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの」には該当しないと解されるが、カラオケ装置は、カラオケテープを再生することにより客がこれを伴奏として公衆に直接聞かせるべく歌唱するための特別の設備であるから、かかる予定のもとにスナック等にカラオケ装置を設置することは、右にいう「客に音楽を鑑賞させるための特別の設備を設けているもの」そのものに当たるといふことはできないとしても、これに準ずるものとして、営利目的のカラオケ装置によるカラオケテープの再生については著作権法附則一四条による旧著作権法三〇条一項第八号の規定は働かないものと解するのが相当である。著作権法制定当日は今日のようなカラオケ装置の普及は予想されていなかつたため、著作権法施行令附則三条は、カラオケ装置を念頭に置いた規定の仕方をしていないが、音楽の提供が直接収益に結びつかない事業に限つて旧著作権法の規定を当分の間適用することとした著作権法附則一四条ないし著作権法施行令附則三条の立法趣旨に照らすと、右のように解することは、むしろ立法趣旨にそつた解釈と考えられるからである。

(裁判長裁判官 坂上壽夫 裁判官 伊藤正己 裁判官 安岡満彦 裁判官 長島 敦)

上告代理人安部千春の上告理由

原判決は法律解釈適用を誤つたものであり、これが判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、破棄されるべきである。

一、原判決は、カラオケ伴奏による歌唱についても演奏権を侵害するものと判断している。

原判決は何故演奏権を侵害するのか、その理由は明示されておらず、演奏の主体性が店側にあり、かつ営利を目的としていることを理由としているようだが、原審で上告人が争つたのは演奏の主体についてではない。原判決は争点をみごとに逸らしているような気がする。

本件はマスコミも大きく取り上げた事件であり、最高裁判所が上告人の主張に対して正しい判断をされることを希望する。

原判決は明らかに法律解釈適用を誤つたものである。その理由は次のとおりである。

二、適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生は、レコード演奏が主たる営業の内容あるいは不可欠の要素となる営利事業以外は自由に利用できる（著作権法附則一四条、同法施行令附則三条）。

旧著作権法には全くこうした制限がなかつたので、経過措置として附則一四条は立法されたものである。

カラオケの伴奏自体は著作物の演奏の再生である。従つて、本件のようなスナックでは自由利用の範囲内であり、演奏権を侵害することにならない。ところが、被上告人は、客やホステスがカラオケ伴奏によつて歌う歌唱は演奏権を侵害すると主張している。

しかしながら、カラオケの伴奏による歌唱の中心はカラオケ伴奏である。客やホステスの歌唱はあくまで従である。

新法は著作権法附則一四条によつて主たる営業の内容、あるいは不可欠の要素となる営利事業では著作権の侵害となり、その他は自由利用として新法と旧法とのバランスをとつてのことから考えれば、カラオケ伴奏が自由利用できるなら、その伴奏で歌う歌唱もその自由利用の範囲内の行為であると考えらるべきである。

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

本件スナックでは、カラオケを使用する以前は生演奏に合わせて客やホステスが歌唱していた。このときに被上告人は生演奏と歌唱とを分離してそれぞれが著作権侵害になると主張していたわけではない。被上告人は生演奏が著作権侵害になると考えていたし、少なくとも生演奏と歌唱を一体として著作権侵害と考えていた。

ところが、カラオケの場合には伴奏が自由利用できるから、今度は歌唱にのみが著作権侵害になると主張している。もちろん著作権の立法論としてこのようなカラオケ伴奏による歌唱について著作権侵害と考え、著作料を払わせるようにすることも可能であろうが、少なくとも現行著作権法には附則一四条において適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生について旧法とのバランスをはかっている以上、本件のような再生のテープの伴奏による歌唱についてまで著作権侵害とすべきではない。

三、著作権の判決として、最高裁昭和三八年一月二五日の判決がある（最高裁判例解説民事篇昭和三八年度四二二頁）。

「著作権法三〇条は、一定の場合に限って著作物を公益のため広く利用することを容易ならしめる目的で、同条一項各号の方法により著作物を複製することは偽作とみなさないものとした法規であり、同法二二条ノ七の録音物著作権についても、右三〇条一項八号により興行又は放送の用に供することは偽作とならないものとされているのである。

そして、右の如く著作物の利用を許容するのは一定の場合の利用に限定しており、かつ同条二項において、その利用の場合には利用者に出所明示義務を負わせて著作権者の保護をはかっているのである。すなわち、同条は、所論一項八号の規定を含めて、著作権の性質に鑑み、著作物を広く利用させることが要請され、前記のよ

うな要件のもとにその要請に応じるため著作権の内容を規制したものであつて、憲法二九条二項にそうものであり、これに違反するものでないといふことができる。

右のような場合に、憲法の同条項により財産権の内容を公共の福祉に適合するように法律をもつて定めるときは、同条三項の正当補償をなすべき場合にならない。」

として、裁判官全員一致の意見で、論旨理由なしとの判決を言い渡した。

カラオケが普及したのはカラオケテープの販売によるものであり、カラオケテープにはすでに著作権使用料を支払つてゐる。従つて、著作権の保護は充分に行われている。

音楽著作権の性質から考えると、著作物を広く利用させることが要請され、国民がカラオケテープの伴奏で歌う歌唱にまで使用料を取るのは妥当ではない。

原判決は、演奏の主体は店であり、店から使用料は徴収するのがよいと考えたのかも知れないが、その使用料は飲食料金として、あるいは直接客から使用料として店が徴収することになるから、結局は客が払うことになるのである。本件の原判決について、朝日新聞等のマスコミが一面トップで取り上げたのも正にそこに理由がある。本件はスナック経営者と被上告人との争いではない。著作権協会がカラオケ伴奏に合わせて歌う客（＝一般国民）から著作権使用料を取らうとしているところに問題があるのであり、これは現行著作権法に違反している。

四、原判決は、著作権法二二条の演奏権を上告人が侵害したと判示している。しかしながら、著作権法二二条は、次のように規定している。

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

「著作権者は、その著作物を公衆に直接見せ、又は聞かせることを目的として演奏する権利を専有する。」

カラオケによる歌唱は公衆に直接聞かせることを目的としたものではない。カラオケによる歌唱は、何よりも本人が歌いたいという願望によるものである。営業主は、客のこの歌いたいという願望を満足させるためにカラオケ装置を設置しているのである。その著作物を公衆に直接聞かせる目的であれば、スナックには有線放送をほとんど設置してあり、これを店内に流せば目的を達成することができる。

客のヘタな歌でも聞いているのではないかとの反論もあろうが、カラオケの場合には聞いている客は自分の歌う順番がくるのを待つため仕方無しに聞いているのであり、聞くだけなら客はカラオケ伴奏による歌唱よりも有線放送による歌手の歌唱を好むものである。

カラオケ伴奏による歌唱を著作権法二二条による演奏などと判断するのは、あまりに無理な解釈である。

○ 参 照

第一審判決の主文、事実及び理由

主 文

一 被告らは、北九州市小倉北区鍛冶町一丁目六番八号南国ビル地階「ミニクラブ・水晶」および同市小倉北区堺町一丁目六三番一号ニュー南国ビル二階「クラブ・キャッツアイ」において、別添楽曲リスト、同Ⅱおよび同Ⅲ各記載の音楽著作物を営業のために演奏してはならない。

二 被告らは、連帯して、原告に対し、金一、三四一万一、五〇〇円および内金一、一二九万九、五〇〇円に対する昭和五

五年七月二五日から、内金二二一万二、〇〇〇円に対する昭和五七年五月一日から、各完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

三 訴訟費用は被告らの負担とする。

四 この判決は仮に執行することができる。

事 実

(請求の趣旨)

主文と同旨。

(請求の原因)

一、 (原告の著作権仲介業務)

原告は「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」(昭和一四年法律第六七号)に基く許可を受けた我国唯一の音楽著作権仲介団体であり、内外国の音楽著作物につき各著作権者より著作権ないしその支分権(演奏権、録音権等)の移転を受けてこれを管理し、国内における放送事業者をはじめレコード、映画、出版、興行、社交場、有線放送等各種の分野における音楽著作物使用者に対して使用許諾を与え、音楽著作物の適法な利用を円滑簡易ならしめると共に、右許諾の対価として著作物使用料規程に定める使用料をこれらの使用者から徴収し、これを内外の著作権者に分配することを主たる業となしている。そして原告は、現に別添楽曲リスト、同Ⅱおよび同Ⅲ各記載の音楽著作物(以下、これらを総括して「管理著作物」という。)について、それぞれ著作権者より著作権の信託的譲渡を受けてこれを管理している。

二、 (被告らの著作権侵害行為)

1. 他人の音楽著作物(作詞・作曲)を公に演奏して使用する者は、法律に別段の除外規定のない限り、その著作物の使用について、著作権者の許諾を受け対価を支払う法律上の義務を有する(著作権法二二条、六三条参照)。これは入場料をと

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

つて演奏する場合に限らず、カフェー、ナイトクラブ、スナック等社交場の経営者が音楽の演奏により直接あるいは間接に営利を目的とする場合にもすべてこれに著作権が及び、著作物使用者が許諾を得ないで著作物を演奏すれば、著作権侵害の責を免れない。

2. 被告らは、共同経営のもとに、左のとおり各店舗を経営し、同店内において管理著作物に含まれる音楽を演奏し、もつて原告の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。即ち、

(1.) 被告らは、昭和五〇年七月二〇日北九州市小倉北区鍛冶町一丁目六番八号南国ビル地階において、スナック「ニューエメラルド」を開業し、その後昭和五一年一月二〇日店名を「スナック・水晶」と変更したが、更に昭和五四年二月一九日同店の営業をカフェに変更し店名も「ミニクラブ・水晶」と改め、今日に至るまでこれを経営している。そして被告らは、前記昭和五〇年七月開業以来引続き今日に至るまでの間、毎日右店内でその営業時間中、原告の許諾を受けないで管理著作物に含まれる音楽を演奏し、これを来集した不特定多数の客に聞かせ、原告の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。

(2.) 被告らは、昭和五一年一月二五日同市小倉北区堺町一丁目六三番一号ニュー南国ビル二階においてカフェ「クラブ・キャッツアイ」を開業し、爾来引続き今日に至るまでの間、毎日右店内でその営業時間中、原告の許諾を受けないで管理著作物に含まれる音楽を演奏し、これを来集した不特定多数の客に聞かせ、原告の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。

(3.) 更に被告らは、昭和五三年三月二四日前同所同番地ニュー南国ビル一階においてカフェ「クラブ・タイガーアイ」を開業し、爾来引続き昭和五四年四月三〇日廃業するまでこれを経営していたが、その間、毎日右店内でその営業時間中、原告の許諾を受けないで管理著作物に含まれる音楽を演奏し、これを来集した不特定多数の客に聞かせ、原告の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。

3. 被告らは、右の各店舗において、それぞれ開店以来、管理著作物を使用して楽団演奏およびピアノ又はエレクトーンあ

るいはギターによる生演奏をおこなつており、それは今日まで反復継続してなされている。被告らの右各店舗における生演奏は、毎日の午後六時半頃から深夜に及ぶ営業時間のうち、客入りの多い一定の時間帯に、来客の好みに合うその時々々の流の音楽あるいはいわゆるナツメロ曲を生演奏することによつて、店の雰囲気づくりをして盛りあげ、客を楽しませることを目的としておこなわれているものであり、右は、この種のクラブ、スナックの店舗一般に共通する「通常の営業手段」であつて、これまで被告らが右各店舗の経営を維持し継続する上に、必要且つ不可欠な手段となつていたものである。

被告らは、従来、原告九州支部から再三にわたり、右各店舗における管理著作物の演奏について使用許諾手続の督促を受けながら、これを無視して右使用許諾契約を締結せず、終始無許諾で演奏を続けていた。しかもその間、原告の担当者が被告方に出向いて何回も面談し、被告らも前記店舗における音楽の使用状況、演奏者についての説明をしており、従来の継続的演奏の事実は今更否定しえないところである。

三、（差止請求）

被告らは、前記「ミニクラブ・水晶」および「クラブ・キャッツアイ」の各店舗において、現在も依然として管理著作物の演奏を継続している。しかして、被告らの右営業の性格上、音楽演奏は不可欠なものであり、これまでに演奏された曲目の殆んどすべてが管理著作物に属する事実および従来の経過に徴すれば、将来更に著作権侵害行為を継続するおそれがあることは明らかである。よつて、原告は著作権法第一一二条に基き、被告らに対し、著作権侵害の停止ならびに予防請求として管理著作物の演奏の禁止を求める。

四、（被告らの不法行為）

被告らの前記二記載の各店舗の営業においては、いずれも客に対し飲食を提供するばかりでなく、店内の設備によつて客に音楽の演奏を聞かせているものであり、その際使用する音楽は、クラブ、カフェー等社交場特有の雰囲気、来客の好み、その時々々の世間の流行によつて選ばれる歌謡曲、ジャズ、シャンソンなどの軽音楽でかつその殆んどが管理著作物ばかりであ

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

り、前記各店舗における一日平均の使用管理曲数は、「ニューエメラルド」、「スナック・水晶」および「ミニクラブ・水晶」がそれぞれ延四五曲以上、「クラブ・キャッツアイ」が延六〇曲以上、「クラブ・タイガーアイ」が延四五曲以上に及んでいる。しかして、被告らは営利を目的とし、これらの軽音楽を営業時間中絶え間なく演奏して店内に顧客を誘引するにふさわしい快適な雰囲気を醸成し、その営業を維持してきたものであつて、音楽著作物の利用は営業の不可欠の要素である。それ故右事業の経営者たる被告らとしては、音楽著作物の利用に際し他人の著作権を侵害することがないよう相当の調査をなすべき義務があり、管理著作物を使用することについては原告の使用許諾を受け且つ原告が著作物使用料規程によつて決定した相当の使用料を支払う義務があるにもかかわらず、その開業以来今日に至るまで何らの相当な措置をとることなく無断で管理著作物を演奏使用していたものである。したがつて、被告らは故意又は過失により、前記各店舗において営業した全期間を通じ、継続して原告の著作権の内容である演奏権を侵害したものである。

五、(損害賠償請求)

原告は、被告らの右著作権侵害行為により、管理著作物の使用許諾の対価として徴収し得る使用料に相当する得べかりし利益を喪失し、これと同額の損害を蒙つたのであるが、その損害額の算定は次のとおりである。

1. 原告は、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」第三条第一項に基づき、昭和一五年二月二九日主務大臣の認可を受けて「著作物使用料規程」を定め、その内容はその後数次の変更を経たが、同規程のうち演奏の使用料の規定に関しては、昭和三五年五月三十一日の認可により料率に変更され、更に演奏の内、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、ホテル等の社交場における演奏については減額した料率の規定が新設され、これらの規定の内容はその後料率自体には変更がなく、昭和四六年四月一日の認可による表現整理のための変更を経て現行の規程に踏襲されている。現行使用料規程によると、管理著作物の演奏の内、軽音楽一曲一回の「演奏会形式による演奏」の使用料は、定員、平均入場料、使用時間によつて類別区分された料金表により別表(一)のとおり定められており、これをカフェー、クラブ、スナック等の社

交場において使用する場合は、右演奏会形式による演奏の使用料の一〇〇分の五〇すなわち五割の範囲内で使用状況等を参酌して具体的な使用料を決定することとされている。そして原告においては、使用状況等の参酌の方法として、①定員五〇〇名未満のものを更に一〇〇名単位で段階的に区分し、各社交場の客席数に応じて通減することとしているほか、②平均入場料については、入場料金を明示しないクラブ、スナック等の場合は、当該社交場の営業料金中の一セット料金（飲食税、サービス料を含む）又は同相当額に三〇%を乗じた金額（テーブルチャージ、席料がある場合は更にその料金を加算した額）を入場料とし、③使用時間については、一曲一回の演奏が五分以上一〇分未満の場合でも原則として五分未満として取扱うこととしている。

2. 一方、被告らの前記各店舗の使用料算定上の参酌基準となる管理著作物の使用状況等は次のとおりである。すなわち、①「ニューエメラルド」および「スナック・水晶」は、いずれも定員五〇〇名未満、平均入場料五〇〇円以上一〇〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は四五曲、一か月平均の営業日数は二五日である。②「ミニクラブ・水晶」は定員五〇〇名未満、平均入場料二五〇〇円以上三〇〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は四五曲、一か月平均の営業日数は二五日である。③「クラブ・キャッツアイ」は定員五〇〇名未満、平均入場料二五〇〇円以上三〇〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は四五曲、一か月平均の営業日数は二五日である。④「クラブ・タイガーアイ」は定員五〇〇名未満、平均入場料三〇〇〇円以上三五〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は四五曲、一か月の営業日数は二五日である。

3. そこで、前記使用料規程を被告らの各店舗のそれぞれの条件下における管理著作物の使用の場合に適用してその使用料を算出すると、別表(二)、(三)（但し、同表1の部分）、(四)（但し、同表1.2の部分）および(五)の各計算表に記載するのとおりであり、すなわち、①「ニューエメラルド」および「スナック・水晶」については、いずれも一曲当りの使用料五〇円、一日

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

四五曲分の使用料二、二五〇円、一か月(平均二五日)の使用料は五六、二五〇円。②「ミニクラブ・水晶」については、一曲当り九〇円、一日四五曲分の使用料は四、〇五〇円、一か月(平均二五日)の使用料は一〇一、二五〇円。③「クラブ・キャッツアイ」については、一曲当り九〇円、昭和五一年一〇月二五日から六か月間について一日三二曲分の使用料は二、八八〇円、一か月(平均二五日)の使用料は七二、〇〇〇円、昭和五二年五月一日以後について一日六〇曲分の使用料は五、四〇〇円、一か月(平均二五日)の使用料は一三五、〇〇〇円。④「クラブ・タイガーアイ」については、一曲当り一〇〇円、一日四五曲分の使用料は四、五〇〇円、一か月(平均二五日)の使用料は一一二、五〇〇円となる。

4. したがって、被告らの前記著作権侵害に基づく損害額は、右の著作物使用料額を基準とし、右各店舗の一か月当りの使用料額に営業期間の月数を乗じて算定すべきものである。それによれば、①「ニューエメラルド」については、同店の前示一か月の使用料五六、二五〇円に前記昭和五〇年七月二〇日の開業日から同五一年一二月一九日までの営業期間の月数一七か月を乗じた金九五万六、二五〇円であり、②「スナック・水晶」については、同店の前示一か月の使用料五六、二五〇円に前記昭和五一年一二月二〇日から同五四年二月一八日までの営業期間の月数二六か月を乗じた金一四万六、二五〇円であり、③「ミニクラブ・水晶」については、同店の前示一か月の使用料一〇一、二五〇円に昭和五四年二月一九日から同五五年七月までの営業期間の月数一七か月を乗じた金一七万二、二五〇円である。④「クラブ・キャッツアイ」については、同店の前示一か月の使用料七二、〇〇〇円に前記昭和五一年一〇月二五日から同五二年四月三〇日までの営業期間の月数六か月を乗じた金四万三、〇〇〇円、および同店の前示一か月の使用料一三五、〇〇〇円に前記昭和五二年五月一日から同五五年七月までの営業期間の月数三九か月を乗じた金五二万六、〇〇〇円であり、⑤「クラブ・タイガーアイ」については、同店の前示一か月の使用料一一二、五〇〇円に前記昭和五三年三月二四日開業以来昭和五四年四月三〇日廃業するまでの営業期間の月数一三か月を乗じた金一四万六、二五〇円である。それ故、使用料相当額の損害金は右①②③④⑤を合計した金一、一二九万九、五〇〇円となるのであり、被告らは連帯して原告に対し右損害金を賠償する義務がある。

5. 被告らは、本訴提起後も引続き今日に至るまで前記「ミニクラブ・水晶」および「クラブ・キャッツアイ」を經營しており、その營業において、従前と同様管理著作物を無断使用し、原告の音楽著作権を継続的に侵害したので、原告は右侵害行為により使用料相当額の損害を受けた。

その損害額の算定は以下のとおりである。

(1) 被告らの右各店舗の使用料算定上の参酌基準となる管理著作物の使用状況等は次のとおりである。すなわち、①「ミニクラブ・水晶」は昭和五五年八月一日以降は定員五〇〇名未満、平均入場料二五〇〇円以上三〇〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は二四曲、一か月平均の營業日数は二五日である。②「クラブ・キャッツアイ」は昭和五五年八月一日から同五六年五月三十一日までは従前と同様であり、昭和五六年六月一日から同五七年三月三十一日までは定員五〇〇名未満、平均入場料三〇〇〇円以上三五〇〇円未満、客席数は一〇〇名未満、管理著作物の一日平均の使用曲数は二四曲、一か月平均の營業日数は二五日である。

(2) これを基礎としてその使用料を算出すると、別表(三) 2. および別表(四) 2. 3. の各計算表に記載するとおりであり、すなわち、①「ミニクラブ・水晶」については一曲当り九〇円、一日二四曲分の使用料は二、一六〇円、一か月(平均二五日)の使用料は五四、〇〇〇円。②「クラブ・キャッツアイ」については、昭和五六年五月三十一日までは従前同様一曲当り九〇円、一日六〇曲分の使用料は五、四〇〇円、一か月の使用料は一三五、〇〇〇円および同五六年六月一日から同五七年三月三十一日までは一曲当り一〇〇円、一日二四曲分の使用料は二四〇〇円、一か月の使用料は六〇、〇〇〇円となる。

(3) したがって、被告らの右著作権侵害にもとづく損害額は、右各店舗の一か月当りの使用料額に營業期間の月数を乗じて算定すべきものである。それによれば、①「ミニクラブ・水晶」については、同店の前示一か月の使用料五四、〇〇〇円に昭和五五年八月一日から同年一〇月三十一日までの營業期間の月数三か月を乗じた金一六万二、〇〇〇円であり、②「クラブ・キャッツアイ」については、同店の前示一か月の使用料一三五、〇〇〇円に昭和五五年八月一日から同五六年五月三十一

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
經營者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

日までの営業期間の月数一〇か月を乗じた金一三五万円および同店の前示一か月の使用料六〇、〇〇〇円に同五六年六月一日から同五七年三月三十一日までの営業期間の月数一〇か月を乗じた金六〇万円である。それ故、使用料相当額の損害金は右①②を合計した金二二一万二、〇〇〇円となる。

六、結論

よつて、原告は、被告らに対し、右損害合計金一、三四一万一、五〇〇円（その内訳は別表内の損害金算定表記載のとおり）および右の内金一、一二九万九、五〇〇円に対する本件訴状送達の翌日から、内金二二一万二、〇〇〇円に対する訴變更の申立書送達の翌日から、各完済に至るまで法定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求め、かつ、著作権侵害の停止ならびにその予防請求として管理著作物の演奏禁止を求める。

（被告らの答弁）

- 一、請求原因一の事實は不知。
- 二、請求原因二のうち、被告中野が昭和五二年六月二三日から現在まで原告主張の場所においてカフェ「クラブ・キャッツアイ」を開業している事実、被告具が昭和五〇年七月二五日から同年九月三〇日までスナック「ニューエメラルド」を、昭和五三年三月二四日から昭和五四年四月三〇日まで「クラブ・タイガーアイ」を各開業している事実はいずれも認めるが、その余の事實は否認する。
- 三、請求原因三、四、五の事實はすべて否認する。

（証拠）（省略）

理 由

一、原告が主張する場所において、被告具が、昭和五〇年七月二五日から同年九月三〇日までスナック「ニューエメラルド」を、昭和五三年三月二四日から昭和五四年四月三〇日まで「クラブ・タイガーアイ」を各開業していたこと、および、

被告中野が昭和五二年六月二三日から現在までカフェ「クラブ・キャッツアイ」を開業していたことは、いずれも当事者間に争いが無い。

二、いずれもその成立に争いが無い甲第五号証の二、第八ないし一二号証の各二、第一三号証の二、三、第一四号証の二ないし四、第一九号証の一ないし六、第二〇号証の一、二、第二六号証、第二七号証の一ないし一八、第二八号証の一ないし一二、第三一、三二号証の各三、第四〇号証、第四一号証の一、二、第四二号証、第四四号証、証人黒川靖司の証言および弁論の全趣旨によつていずれもその成立を認める甲第一、二号証、第三号証の一ないし三、第五号証の一、第八ないし一四号証の各一、第一五ないし一八号証、第二一号証の一ないし三、第二三ないし二五号証、証人山本滋久の証言(第一、二回)によつていずれもその成立を認める甲第三〇号証、第三一号証の一、二、第三二号証の一、二、第三三号証の一ないし四、第三五号証の一ないし六、同号証の九、第三六ないし三八号証、第四一号証の三、弁論の全趣旨によつてその成立を認める甲第四五、四六号証、証人津田武利、黒川靖司、山本滋久(第一、二回)、立山福治、倉見宏介の各証言、被告ら各本人の供述および弁論の全趣旨に前記当事者間に争いが無い事実を総合すると、請求原因事実(但し、前項の事実を除く。)をすべて認めることができ、右認定に反する前掲各証人並びに本人の供述部分は措信できない。

三 1. なお、被告ら各本人の供述中には、「クラブ・キャッツアイ」を除く店舗については、被告具がその経営者であつて、被告中野はその共同経営者ではない旨の供述部分がある。

しかしながら、前記甲第二〇号証の一、二、第二六号証、証人黒川靖司、山本滋久(第一回)の各証言、被告ら各本人の供述に弁論の全趣旨を総合すると、被告らは昭和四〇年ころ事実上の婚姻をし、昭和四五年一〇月二七日婚姻の届出をした夫婦であること、被告具は、木下観光もしくは木下観光株式会社の名のもとに(右はいずれも法人組織ではない)クラブ等の経営に当つているものであるところ、被告らが居住する自宅は右木下観光の事務所を兼用し、被告中野は右事務所もしくは店舗において被告具に助力していること、「クラブ・キャッツアイ」は被告中野が営業名義人となり、かつ、その事業資

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

金は同被告の名で金融機関から借入れていること、などの事実を認めることができ、右事実によれば、木下観光の経営は、被告具が主となつてこれを営んでいるものであるとは云え、被告中野もその妻としてその経営に参加していると認めるのが相当である(「クラブ・キャッツアイ」についてのみ被告らが共同経営者であり、他の店舗は被告具のみが経営者であるとするべき特段の事情も認められない)。

2. 次に、被告具本人の供述中には、「スナック・水晶」および「ミニクラブ・水晶」の店舗は、昭和五一年一〇月一日から昭和五三年一〇月末日までは訴外丸山茂樹に、同年一月一日以降は訴外小野昇に、いずれも賃貸しており、同人らがその経営者であり、被告らは右の期間、右各店舗における経営者ではないとの供述部分があり、乙第一、二号証にもその旨の記載がなされている。

しかしながら、被告具本人の供述および右乙第一、二号証の記載によると、訴外丸山茂樹および小野昇はいずれももと木下観光の一従業員(ボーイ)にすぎないこと、乙第一号証の契約書作成時の右丸山の住所は被告ら方であり、当時、丸山は被告方の同居人であつたこと、右の各期間中、店名はもとより従業員および店舗内の模様等はすべて従前のままであり、酒類その他の仕入れおよびその代金の支払は他店舗の分と一緒に被告具によつてなされていたことなどの事実が認められ、前記供述内容もあいまいであることなどに照らすと、前記の供述部分および乙第一、二号証の記載内容はこれをにわかに措信することはできないと云わざるをえない。

3. さらに、被告具の供述中には、各店舗における音楽の演奏期間および演奏時間の点について、前記二の認定と異なる供述部分があり、乙第三号証にもその旨の記載があるが、右乙第三号証の記載内容は、その記載の根拠となつた資料があいまいであり、被告具本人の右供述部分も前記二に掲示した各証拠と対比してにわかにこれを措信することはできない。

4. そして、他に前記二の認定をくつがえずに足る証拠はない。

四、従つて、被告らは、原告に対し、著作権法一一二条に基き、被告らが現に経営している「ミニクラブ・水晶」および

「クラブ・キャッツアイ」において、別添楽曲リスト、同Ⅱおよび同Ⅲ各記載の音楽著作物を営業のために演奏してはならない義務を負うとともに、不法行為に基く損害賠償として金一、三四一万一、五〇〇円および右の内金一、一二九万九、五〇〇円に対する本件訴状送達の日であること記録上明らか昭和五五年七月二五日から、内金二二一万二、〇〇〇円に対する訴変更の申立書送達の日であること記録上明らか昭和五七年五月一日から、各完済に至るまで法定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

よつて、原告の本訴請求はすべて理由があるからこれを認容することにし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九三条を、仮執行の宣言につき同法一九六条を各適用して、主文のとおり判決する。

(福岡地方裁判所小倉支部)

別表 (一)

使用時間 平均 入場料	5分未満	5分以上 10分未満	10分以上 10分を超える毎
100円未満	200円	400円	400円
200円 "	300円	600円	600円
500円 "	400円	800円	800円
1,000円 "	500円	1,000円	1,000円
1,500円 "	600円	1,200円	1,200円
2,000円 "	700円	1,400円	1,400円
2,500円 "	800円	1,600円	1,600円
3,000円 "	900円	1,800円	1,800円
3,500円 "	1,000円	2,000円	2,000円
4,000円 "	1,100円	2,200円	2,200円
4,500円 "	1,200円	2,400円	2,400円
5,000円 "	1,300円	2,600円	2,600円

(注) 平均入場料とは各等級別入場料(入場税を含む)の算術平均をいう。

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

別表 (二)

計算表 (スナック・ニューエメラルド)
(スナック・水晶)

(1) 定員 500 名未満、平均入場料 500 円以上 1,000 円未満、使用時間 1 曲 1 回につき 5 分未満の場合に於ける軽音楽 1 曲の使用料	500 円
(2) 社交場に於て使用する場合の控除係数	0.5
(3) 客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$
(4) 1 曲の使用料	$500 \text{円} \times 0.5 \times \frac{100}{500} = 50 \text{円}$
(5) 1 日の使用料 (使用曲数 45 曲)	2,250 円
(6) 1 か月の使用料 (営業日数 25 日)	56,250 円

別表 (三)

計算表 (ミニクラブ・水晶)

1. 昭和54年 2 月 19 日から同 55 年 7 月 31 日まで分

(1) 定員 500 名未満、平均入場料 2,500 円以上 3,000 円未満、使用時間 1 曲 1 回につき 5 分未満の場合に於ける軽音楽 1 曲の使用料	900 円
(2) 社交場に於て使用する場合の控除係数	0.5
(3) 客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$
(4) 1 曲の使用料	$900 \text{円} \times 0.5 \times \frac{100}{500} = 90 \text{円}$
(5) 1 日の使用料 (使用曲数 45 曲)	4,050 円
(6) 1 か月の使用料 (営業日数 25 日)	101,250 円

2. 昭和55年 8 月 1 日以降分

(1)	} 上記 1. に同じ	
(2)		
(3)		
(4)		
(5) 1 日の使用料 (使用曲数 24 曲)		2,160 円
(6) 1 か月の使用料 (営業日数 25 日)		54,000 円

別表 (四)

計算表 (クラブ・キャッツアイ)

カラオケ伴奏権による客の歌唱に不法行為責任を負うとされた事例

1. 昭和51年10月25日から同52年4月30日まで分

(1) 定員500名未満、平均入場料2,500円以上3,000円未満、使用時間1曲1回につき5分未満の場合に於ける軽音楽1曲の使用料	900円
(2) 社交場に於て使用する場合の控除係数	0.5
(3) 客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$
(4) 1曲の使用料	$900円 \times 0.5 \times \frac{100}{500} = 90円$
(5) 1日の使用料（使用曲数32曲）	2,880円
(6) 1か月の使用料（営業日数25日）	72,000円

2. 昭和52年5月1日から同56年5月31日まで分

(1)	} 上記1.に同じ	
(2)		
(3)		
(4)		
(5) 1日の使用料（使用曲数60曲）		5,400円
(6) 1か月の使用料（営業日数25日）		135,000円

3. 昭和56年6月1日から同57年3月31日まで分

(1) 定員500名未満、平均入場料3,000円以上3,500円未満、使用時間1曲1回につき5分未満の場合に於ける軽音楽1曲の使用料	1,000円
(2) 社交場に於て使用する場合の控除係数	0.5
(3) 客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$
(4) 1曲の使用料	$1,000円 \times 0.5 \times \frac{100}{500} = 100円$
(5) 1日の使用料（使用曲数24曲）	2,400円
(6) 1か月の使用料（営業日数25日）	60,000円

別表(五)

計算表(クラブ・タイガーアイ)

(1) 定員500名未満、平均入場料3,000円以上3,500円未満、使用時間1曲1回につき5分未満の場合に於ける軽音楽1曲の使用料	1,000円
(2) 社交場に於て使用する場合の控除係数	0.5

- (3) 客席数に応じて参酌する係数 $\frac{100}{500}$
- (4) 1曲の使用料 $1,000円 \times 0.5 \times \frac{100}{500} = 100円$
- (5) 1日の使用料 (使用曲数45曲) 4,500円
- (6) 1か月の使用料 (営業日数25日) 112,500円

別表(六) 損害金算定表

営業所名	算式	損害額
ニューエメラルド	56,250円×17=956,250円 ……① (昭50. 7.20から昭51.12.19まで)	①+②+③+④ =4,302,000円
スナック・水晶	56,250円×26=1,462,500円 ……② (昭51.12.20から昭54. 2.18まで)	
ミニクラブ・水晶	101,250円×17=1,721,250円 ……③ (昭54. 2.19から昭55. 7.31まで)	
	54,000円×3=162,000円 ……④ (昭55. 8. 1から昭55.10.31まで)	
クラブ・キャッツアイ	72,000円×6=432,000円 ……① (昭51.10.25から昭52. 4.30まで)	①+②+③+④ =7,647,000円
	135,000円×39=5,265,000円 ……② (昭52. 5. 1から昭55. 7.31まで)	
	135,000円×10=1,350,000円 ……③ (昭55. 8. 1から昭56. 5.31まで)	
	60,000円×10=600,000円 ……④ (昭56. 6. 1から昭57. 3.31まで)	
クラブ・タイガーアイ	112,500円×13=1,462,500円 (昭53. 3.24から昭54. 4.30まで)	1,462,500円
合 計		13,411,500円

楽曲リスト (省略)

第二審判決の主文、事実及び理由

主 文

一 控訴人（附帯被控訴人）らの控訴並びに被控訴人（附帯控訴人）の附帯控訴（請求の拡張）及び当審における請求の減縮に基づき、原判決を次のとおり変更する。

1 控訴人（附帯被控訴人）らは、北九州市小倉北区堺町一丁目六三番一号ニュー南国ビル二階「クラブ キヤッツアイ」において、原判決別紙添付楽曲リスト、同(Ⅱ)、同(Ⅲ)及び本判決別紙添付楽曲リスト(Ⅳ)に各記載の音楽著作物を営業のために演奏してはならない。

2 控訴人（附帯被控訴人）らは、被控訴人（附帯控訴人）に対し、連帯して、金一、四四〇万五、六八五円及びその内金一、一二九万七、六八五円に対する昭和五五年八月一日から、内金二一、二万二、〇〇〇円に対する昭和五七年五月一日から、内金九九万六、〇〇〇円に対する昭和五八年五月一七日から各支払済みまで、年五分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人（附帯控訴人）の控訴人（附帯被控訴人）らに対するその余の請求をいずれも棄却する。

二 訴訟費用は、第一、二審を通じて全部控訴人（附帯被控訴人）らの負担とする。

三 本判決主文一項の1、2は仮りに執行することができる。

事 実

控訴人（附帯被控訴人）、以下単に控訴人という）らは「原判決を取消す。被控訴人（附帯控訴人、以下単に被控訴人という）の請求を棄却する。訴訟費用は、第一、二審を通じて全部被控訴人の負担とする。」との判決及び当審において附帯控訴に基づき拡張された請求部分についても請求棄却の判決を求めた。被控訴人は「本件控訴をいずれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする。」との判決（但し原判決主文一項については、「控訴人らは、北九州市小倉北区堺町一丁目六三番

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

一号ニュー南国ビル二階『クラブ キヤッツアイ』において、原判決別紙添付楽曲リスト、同(Ⅱ)および同(Ⅲ)各記載の音楽著作物を営業のために演奏してはならない。」との判決を求める旨請求を減縮)及び附帯控訴に基づく請求の拡張により「一、原判決を次のとおり変更する。1、本判決主文一項の1同旨。2、控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して、金一、四四〇万七、五〇〇円及びその内金一、一二九万九、五〇〇円に対する昭和五五年七月二五日から、内金二二一万二、〇〇〇円に対する昭和五七年五月一日から、内金九九万六、〇〇〇円に対する昭和五八年五月一七日から各支払いずみまで、年五分の割合による金員を支払え。二、附帯控訴費用は、控訴人らの負担とする。」との判決と仮執行の宣言を求めた。

当事者双方の事実上の陳述及び証拠の關係は、次のとおり付加訂正するほか、原判決事実摘示(原判決別紙添付の別表(一)、同楽曲リスト、同(Ⅱ)、同(Ⅲ)を含み、同別紙添付別表(二)ないし(六)を除く)並びに原審及び当審記録中各証拠目録に記載のとおりであるから、これを引用する。

一 原判決二枚目表一三行目の「現に」から同裏一行目の「音楽著作物」までを「原判決別紙添付楽曲リスト、同(Ⅱ)、同(Ⅲ)及び本判決別紙添付楽曲リスト(Ⅳ)に各記載の音楽著作物」と改める。

二 原判決三枚目表一行目の「被告らは、」から同四枚目表二行目末尾までを、「控訴人らは、共同して、本判決別紙(一)控訴人らの営業一覧表に記載の各場所で、同表『営業種目及び店名』欄に記載の各店舗を、同表『営業期間』欄に記載の各期間にわたつて夫々経営し、その間、右店内でその営業日の営業時間中、被控訴人の許諾を受けないで管理著作物に含まれる音楽を演奏し、来集した不特定多数の客に聞かせ、被控訴人の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。」と改める。

三 原判決四枚目裏一行目の末尾に「また、右各店舗のうち、ミニクラブ水晶においては昭和五五年一月一日以降、ギャルにおいては全営業期間を通じて楽団、ピアノ、エレクトーン、ギター等による生演奏にかえ、カラオケの伴奏で店の従業員及び客に本件管理著作物を被控訴人の許諾をうけることなく歌唱させ、被控訴人の音楽著作権の内容である演奏権を侵害した。即ち、控訴人らの場合も、他におけると同様、カラオケ装置を利用して音楽演奏を行うときは、伴奏用に楽曲のみが

録音されたテープの再生と、歌唱者がマイクを用いて歌詞を歌う歌唱行為とが一体として行われるものであるが、控訴人らは、カラオケ装置を右各店舗に営業設備として設置し従業員にこれを操作させ、本件管理著作物の楽曲が録音された多数のカラオケテープを陳列し、その歌詞集を用意して合間に従業員（ホステスら）が歌うほかは常時客に好みの曲目を選ばせ、来集した不特定多数の客の面前で歌わせるのである。そうして、控訴人らは、右の如く客（時に従業員）に歌わせ、客に聞かせることを自己の営業企画にとり入れ、自らの管理のもとに客（あるいは従業員）の歌唱を自己の営業に利用し、店の雰囲気作りを行い、客を集め、その利益を収めているもので、本件管理著作物の演奏主体は控訴人らであり、右は店に来た不特定多数の客の前で行われるのであつて公の演奏（著作権法二二条参照）に該当する。なお、控訴人らが主張するカラオケのテープに支払われた使用料とは、著作者の専有する複製権に基づく複製の許諾をうけるための使用料であつて、本件で被控訴人が主張している管理著作物の歌唱（生演奏）によつて侵害された演奏権についての損害賠償請求権の発生を妨げるものではない。ちなみに、複製の許諾を得て作成されたテープの伴奏音楽の再生は、当分の間、原則的に自由利用が認められている（著作権法附則一四条、同法施行令附則三条参照）。」と付加する。

四 原判決四枚目裏一〇行目の「前記」から同一一行目の「において、」までを「『クラブ キヤッツアイ』において、」と改める。

五 原判決五枚目表一三行目の『「ニューエメラルド」』から同裏三行目の「及んでいる。」までを「本判決別紙(二)の(1)ないし(5)の各『一日の使用料（使用曲数）』欄に記載の曲数を下まわっていない。」と改める。

六 原判決七枚目表五行目の「三〇%を乗じた」を「〇・三を乗じた」と改め、同九行目の「2」から同一一枚目表七行目までを次のとおり改める。

「2 控訴人らの前記各店舗の使用料算定上の参酌基準となる管理著作物の使用状況は、本判決別紙(二)の(1)ないし(5)表に各記載のとおりであり、前記使用料規程を控訴人らの各店舗の各条件下における管理著作物の使用の場合に適用してその使用

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

料額を算出した結果は本判決別紙(三)に記載のとおりで、被控訴人は、控訴人らの前記侵害行為により、右使用料額に相当する損害を被った。

3 なお右本判決別紙(二)の(1)ないし(5)の各表のうち『3軽音楽使用料』は、一曲あたりのそれであり、『5客席数に応じて参酌する係数』中分子の『一〇〇』は、当該店舗の客席数が一〇〇名未満であることを意味し、分母の『五〇〇』は当該店舗の定員が五〇〇名未満であることをあらわし、『6一曲の使用料』は『3軽音楽使用料』に『4控除係数(社交場使用)』と『5客席数に応じて参酌する係数』を乗じた金額である。

4 また、本判決別紙(二)の(3)表の9ないし11欄(カラオケ伴奏による歌唱)につき説明すると、前述の如くミニクラブ水晶では昭和五五年一月以降、ギャルでは全営業期間にわたりカラオケ伴奏が使用されたが、被控訴人がカラオケ伴奏による歌唱について現行使用料規程による生演奏の使用料を算定する場合は、前述の使用状況の参酌のほか(イ)特別使用許諾契約(著作物使用料規程取扱細則(社交場)七条参照)の場合と同率の五割の減額措置を講じ(前示9欄)、(ロ)前述の著作権法附則一四条の録音物による演奏についての経過措置等に対応して更に〇・四の減額率を適用し(前示10欄)使用料の公正を期している次第である。」

七 原判決一枚目表九行目から同裏二行目までを次のとおり改める。

「よつて、被控訴人は、控訴人らに対し、著作権侵害の停止と侵害の予防のため、前示クラブキャッツアイにおいて原判決別紙添付楽曲リスト、同(Ⅱ)、同(Ⅲ)及び本判決別紙添付楽曲リスト(Ⅳ)に各記載の音楽著作物を営業のために演奏することの差止めを求めると共に損害の賠償として、次の金額の連帯支払いを求める。

1 損害金合計一、四六一万四、五〇〇円(本判決別紙(三)合計欄参照)中(イ)右別紙(三)記載の一の1の九五万六、二五〇円、同2の一四六万二、五〇〇円、同3のうち昭和五四年二月一九日から昭和五五年七月三十一日までの二七二万一、二五〇円、同記載の二の一四六万二、五〇〇円、同記載の三のうち昭和五一年一〇月二五日から昭和五二年四月三〇日までの四三万

二、〇〇〇円、同年五月一日から昭和五五年七月三十一日までの三九カ月分五二六万五、〇〇〇円の合計一、一二九万九、五〇〇円、(ロ)右別紙(三)記載の一の3のうち昭和五五年八月一日から同年一〇月三十一日までの一六万二、〇〇〇円、同記載の三のうち昭和五五年八月一日から昭和五六年五月三十一日までの一〇カ月分一三五万円、昭和五六年六月一日から昭和五七年三月三十一日までの一〇カ月分六〇万円の合計二一一万二、〇〇〇円、(イ)右別紙(三)記載の一の3のうち、昭和五五年十一月一日から昭和五七年九月三〇日まで四一万四、〇〇〇円、同記載の一の4の九、〇〇〇円、同記載の三のうち昭和五七年四月一日から昭和五八年四月三〇日まで一三カ月分七八万円の合計一二〇万三、〇〇〇円の内九九万六、〇〇〇円の総計一、四四〇万七、五〇〇円。

2 右一、四四〇万七、五〇〇円の内(イ)の合計金に対する履行期到来の後である本件訴状送達の日(昭和五五年七月二五日)から、同(ロ)の合計金に対する履行期到来の後である原審における訴変更申立書送達の日(昭和五七年五月一日)から、同(イ)の合計金の内金に対する履行期到来の後である本件附帯控訴状送達の日(昭和五八年五月一七日)から各支払済みまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金。」

八 原判決一一枚目裏一二行目の次に以下のとおり付加する。

「四 なお、カラオケについては、すでにカラオケのテープで著作権使用料が支払われているので、それを歌唱することによつて更に著作権使用料を請求することはできない。

またカラオケはそれを歌唱する客が演奏の主体であつて、しかも本人が歌つて楽しんでいるにすぎず、他に聴かせるのが目的ではない。従つて、店舗経営者が演奏の主体ではなく、また営利のための演奏でもない。」

理 由

当裁判所は、本訴請求は、被控訴人が控訴人らに対し、「クラブ キヤッツアイ」において原判決別紙添付楽曲リスト、同(Ⅱ)、同(Ⅲ)及び本判決別紙添付楽曲リスト(Ⅳ)に各記載の音楽著作物を営業のため演奏することの差止めを求める部分並びに損

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

害賠償金一、四四〇万五、六八五円及びその内金一、一二九万七、六八五円に対する昭和五五年八月一日から、内金二一一万二、〇〇〇円に対する昭和五七年五月一日から、内金九九万六、〇〇〇円に対する昭和五八年五月一七日から各支払済みまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金の連帯支払いを求める限度で相当として認容せらるべきであるが、その余の損害金請求部分（スナック水晶関係の一部と遅延損害金の一部）は失当として棄却せらるべきものと判断する。

その理由は、次のとおり付加訂正するほか原判決理由中に説示されているところと同一の判断をするので、これを引用する。

一 原判決一二枚目表一行目の「第二〇号証の一、二、」を削除して同裏一行目の冒頭「第四四号証、」の次に「木下観光事務所を撮影した写真であることにつき当事者間に争いなき甲第二〇号証の一、二、」と挿入し同一〇行目の「被告ら」から同一三枚目表一行目までを「成立に争いなき甲第四七号証の六、同第四八号証の二、同第五二、第五三、第五七、第五八、第六八号証、当審証人山本滋久（第一、二回）の供述、同第二回供述により成立を認める甲第四七号証の四、同第四八号証の一、同第四九号証の一、二、同第五〇号証、同第五九、第六〇号証、弁論の全趣旨により成立を認める甲第四七号証の五、当審証人加藤英夫の供述、これにより成立を認める甲第五五号証の一、二、三、同第五六号証の一、二、三、当審証人黒川靖司の供述、これにより成立を認める甲第二九、第三四、第五一号証、原審及び当審控訴本人木下三郎こと具三否、原審控訴本人中野すみ江の各供述の各一部に弁論の全趣旨及び前記当事者間に争いなき事実をあわせると、次のとおり認めることができる。

1 被控訴人は、著作権に関する仲介業務に関する法律に基づく許可を受け、原判決請求原因一項に記載のとおり業務を行う団体で、原判決別紙添付楽曲リスト、同Ⅱ、同Ⅲ、本判決別紙添付楽曲リストⅣに各記載の音楽著作物（管理著作物）について夫々著作権者より著作権及びその支分権の信託譲渡をうけ、管理している（甲第一、二号証、同第三号証の一ないし三、原審証人黒川靖司の供述参照）。

2 控訴人らは、共同して本判決別紙(一)控訴人らの営業一覧表記載の各場所で、同表営業種目及び店名欄各記載の店舗を、同表営業期間欄記載の期間にわたつて経営した。なお、そのうち「クラブ キヤッツアイ」は現在も経営している。(甲第一五、第一八号証、同第一九号証の一ないし六、同第二〇号証の一、二、同第二一号証の一ないし三、同第二五、第二六号証、同第二七号証の一ないし一八、同第二八号証の一ないし一二、同第二九、第三〇号証、同第三一号証の一ないし三、同第三二号証の一ないし三、同第三三号証の一ないし三、同第三四号証、同第三五号証の一ないし四、同第四一号証の一、二、同第五一号証、同第五二、第五三号証、同第五五号証の二、三、同第五六号証の二、三、原審(第一、二回)当審(第一、二回)証人山本滋久、原審及び当審証人黒川靖司の各供述参照)。更にこの点について、原判決一三枚目表二行目の「なお、」から同一四枚目の表一三行目までと同一の判断をするのでこれを引用する(但し、原判決一三枚目裏九行目の冒頭の「2」を削除し、「被告具本人の供述」から同一一行目の「訴外丸山茂樹に、」までを「原審及び当審控訴本人具三否の各供述中には、前記南国ビル地階の店舗は、昭和五一年一〇月一日から昭和五三年一〇月末日までは訴外丸山茂樹に、」と改め、同一四枚目表七行目の「店名はもとより」から同八行目の「従前のままであり、」までを「営業内容や店名はスナックニューエメラルド、スナック水晶、カフェミニクラブ水晶と変わったが、経営者の交替に伴う変更とは時期の点でも認められず、」と改める。)

3 控訴人らは、前記の共同経営にかかる店舗において、店の雰囲気をつくり、客を喜ばせ、店の経営を維持するための営業手段として、楽団や楽士と契約し、その午後七時頃から深夜に及ぶ営業時間中毎日被控訴人の許諾をうけないで管理著作物たる曲目を楽団演奏及びピアノ又はエレクトーンあるいはギター等による生演奏のかたちで演奏させて店に來た不特定多数の客に聞かせた。右は、店の雰囲気盛り上げ、営利の目的をもつて公衆の面前で演奏したことが明らかである。但し昭和五五年一一月一日以降のカフェミニクラブ水晶並びにスナックギヤルにおいては、控訴人らは楽団、楽士による演奏にかえ店内にカラオケを設備し、管理著作物たる曲目の伴奏が録音されたテープを準備し、被控訴人の許諾を得ないでホステス

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

等従業員がその装置を操作し、客にマイクと曲目の索引リストを渡して選曲をすすめ、希望の曲を客に歌唱させ、またはしばしばホステス等も客と一緒に歌い、また合間にはホステスだけでも歌った。なおすくなくともミニクラブ水晶の場合は、一曲につき一〇〇円を選曲や歌唱等をした客から徴収していた。以上の如く各店舗で楽団、楽士により演奏され、あるいはカラオケ伴奏により歌唱された管理著作物の曲数は、本判決別紙(二)の(1)ないし(5)の各表に記載の各営業期間内の各営業日一日につき夫々7欄に記載の曲数を下らず、またその一カ月の営業日数は、夫々同8欄に記載の日数を下らなかつた(甲第一四号証の一ないし四、同第一五ないし第一七号証、同第二三ないし第二五号証、同第三五号証の三、六、九、同第三六ないし第三八号証、同第四六号証、同第四七号証の四、同第四八、第四九号証の各一、同第五〇号証、同第五五、第五六号証の各一、原審(第一、二回)当審(第一、二回)証人山本滋久、原審及び当審証人黒川靖司、当審証人加藤英夫の各供述参照)。

以上のとおり認めることができ、原審及び当審における控訴本人具三否、原審控訴本人中野すみ江の各供述中以上の認定に反する部分及び乙第三号証の記載は採用できない。他にこの認定を左右するに足る証拠はない。」と改める。

二 原判決一四枚目裏一行目以下を全部削除し、次のとおり付加する。

1 カラオケ伴奏による歌唱について。

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ聴衆又は観衆から対価をうけない場合は上演し、演奏することができる(著作権法三八条一項本文)。また、適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生は、原則として自由利用とされている(同法附則一四条、同法施行令附則三条)。そこで本件の如くスナック等の店がカラオケ伴奏で客に歌唱させるとき、演奏権(同法二二条)の侵害がいかなる場合に成立するかを考えてみると、結局その具体的事情にてらして店側が歌唱の主体であり営利を目的として行っていると認められる場合といふことができる。

前記一の4に認定の事実関係に当審(第一、二回)証人山本滋久、同黒川靖司の各供述をあわせると、控訴人らは、店舗に

カラオケを設備してこれを管理し、客にすすめて管理著作物が録音された伴奏用テープを再生して他の客の面前で歌唱させ、またしばしばホステスも客と共に歌唱し、あるいは合間にはホステスだけで歌唱し、店の雰囲気をつくり、客の来集をはかつて利益をあげることを意図していると認められるから、ホステス等の歌唱は勿論、客の歌唱も含めて演奏の主体性は店側にあり、かつ営利を目的とし、公衆の面前で演奏しているものと認めるのが相当である。してみると、かかる歌唱は、被控訴人の許諾なき限り当該管理著作物にかかる被控訴人の演奏権を侵害するものと認められ、他に以上の認定を左右するに足る証拠はない。

2 前記認定の如き楽団や楽士による管理著作物の演奏が、被控訴人の許諾なく行われる限り、同様被控訴人の演奏権を侵害することも明らかである。

3 しかし、前掲甲第八ないし第一三号証の各一、二、原審証人黒川靖司、原審（第一、二回）証人山本滋久の各供述と原審控訴本人具三否の供述の一部に弁論の全趣旨をあわせると、控訴人らは、おそくとも昭和五一年一月一二日頃以降被控訴人から音楽著作権侵害に関する警告と音楽著作物使用許諾契約締結申込みに関する書面申入れを受けていたほか、かかる警告の有無にかかわらず、本件行為の当初から前述の如きスナック等経営という職業環境にてらして、前述の如く被控訴人の許諾を得ることなく楽団又は楽士との契約に基づいて音楽を演奏させ、あるいは客又はホステスをしてカラオケ伴奏により歌唱させる行為が、被控訴人の管理著作物に関する演奏権の侵害になることを知っていたか、仮りに知っていなかったとしても知らなかったことにつき過失があつたと認められ、前掲原審控訴本人具三否の供述中この認定に反する部分は採用できず、他にこの認定を左右するに足る証拠はない。

なお控訴人らは、前示カラオケについて、すでに著作権使用料が支払われている旨主張するが、前掲甲第三号証の一と弁論の全趣旨によれば控訴人らの主張する使用料は、著作権法第二一条による著作権者の複製権に基づき、著作物使用料規程（被控訴人が定め、著作権に関する仲介業務に関する法律三条により文化庁長官の認可を受けたもの）により支払いをうけ

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

ている使用料であり、被控訴人が本件で主張する演奏権の侵害に消長を来たさないものと認められる。この認定を左右するに足る証拠はない。

4 そこで、本件により被控訴人が被つた損害を検討するに、その損害額は控訴人らの各店舗の一カ月当りの管理著作物使用料額にその営業期間の月数を乗じた額に相当すると認めることができる。

5 前掲甲第三号証の一ないし三と弁論の全趣旨によると、(イ)被控訴人は、文化庁長官の認可をうけた前記著作物使用料規程に基づき、管理著作物たる軽音楽(本件の場合は全てこれに該当する)一曲一回の演奏会形式による演奏の使用料を、定員、平均入場料、使用時間によつて類別区分された料金表により原判決別表(一)の如く定め(本表は定員五〇〇名未満の表である)、これがカフェ、クラブ、スナック等の社交場で使用される場合は、右演奏会形式による演奏の使用料の一〇〇分の五〇の範囲内で使用状況等を参酌して具体的な使用料を決定する旨定めていること(前記規程第二章第二節4)、(ロ)被控訴人は右の定めに基づき、使用状況参酌の方法として、著作物使用料規程取扱細則(社交場)により、左記のとおり定めていることが認められる。この認定を左右するに足る証拠はない。

記

① 定員五〇〇名未満のものを更に一〇〇名単位で段階的に区分し、各社交場の客席数に応じて逡減する。

② 平均入場料は、入場料金を明示しないクラブ、スナック等の場合は、当該社交場の営業料金中の一セット料金(飲食税、サービス料を含む)又は同相当額の三〇%とする。テーブルチャージ、席料がある場合は、右の金額にこれを加算する。

③ 使用時間は、一曲一回の演奏が五分以上一〇分未満の場合でも五分未満とみなす。

6 更に、前掲甲第三号証の一、二、三、当審証人黒川靖司の供述、これにより成立を認める甲第六号証によると、社交場におけるカラオケ伴奏による歌唱の場合の使用料として、被控訴人は前記規程及び細則に準拠しながら、右5の①ないし

③の取扱いに加えて、左記のとおり特例を定めていることが認められる。この認定を左右するに足る証拠はない。

記

① 特別使用許諾契約（前記細則七条。一定の優遇措置を伴う長期契約の場合である。）に準じて前記5で算出した使用料に更に〇・五を乗ずる。但し最低基準額を一万五、〇〇〇円とする。

② 伴奏の演奏（カラオケテープの再生）自体は原則として自由であるところ（著作権法附則一四条）、喫茶店その他客に飲食させるところで客に音楽を鑑賞させるためにレコードにより著作物を使用する場合は、演奏会方式による演奏の一〇〇分の一〇の範囲内で使用料を決定することになっていること（前記規程第二章第二節5の⑥）を考慮し、テープ再生部分の使用料相当額を控除する趣旨において右①によつて算出した金額の二割を減じ、また素人である客が歌唱することにより職業歌手ほどの効果はあがないという趣旨において更にその二割を減ずる（結局〇・六を乗ずる）。

7 以上の事実の前掲甲第一四号証の一、同第三一ないし第三三号証の各二、同第三五号証の二、同第四一号証の三、同第五〇号証、原審証人黒川靖司、当審（第二回）証人山本滋久の各供述に弁論の全趣旨をあわせると、控訴人らが経営する各店舗における前記使用料算定上の参酌基準となるべき営業期間、定員、平均入場料、一曲一回あたりの軽音楽使用料（演奏会方式による場合）、社交場としての控除係数、客席数に応じて参酌する係数、一曲の使用料、一日の使用料、一カ月の営業日数、これによつて算出した一カ月の使用料、さらにカラオケ伴奏による歌唱に関する特例（昭和五五年一月一日から昭和五七年九月三〇日までの間のカフェミニクラブ水晶と全営業期間のスナックギャル）による一カ月の使用料については、本判決別紙(二)の(1)ないし(5)の各該当欄に記載のとおり認めることができ（なお客席数は全て一〇〇未満である）、これに基づいて各店舗の管理著作物使用月数に基づく各使用料を算定すると、被控訴人主張の本判決別紙(三)使用料金額一覧表の各算定期間、月数、使用料金額欄に記載のとおり（但し一の2スナック水晶関係を除く）認めることができる（なお、同表中一の3「カフェミニクラブ水晶」中昭和五四年二月一九日から昭和五五年七月三一日まで、同二「クラブ タイガーアイ」

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

の昭和五三年三月二四日から昭和五四年四月三〇日まで、同三「クラブ キヤッツアイ」の昭和五一年一〇月二五日から昭和五二年四月三〇日までの各算定期間の月数は、それぞれ当該欄に記載の月数を下らないものである。被控訴人は前記スナック水晶における算定期間の月数を二六ヵ月と主張するが、前述の如く同店舗の営業期間は昭和五一年一二月二〇日から昭和五四年二月一八日までであるから、二五ヵ月と三一分の三〇(月)にあたり、前述の同店舗における一ヵ月の使用料五万六、二五〇円(本判決別紙(二)の(1)参照)をこれに乗ずると一四六万〇、六八五円(円位未満切捨)となり、これが同店の使用料金額である。

以上の認定を左右するに足る証拠はない。

8 してみると、本件において被控訴人が被つた損害の合計額は、一、四六一万二、六八五円であり、控訴人らは連帯して被控訴人に対し左記金額を損害賠償として支払う義務があることが明らかである。

記

右の金額のうち、以下述べる(イ)ないし(ロ)の元本合計一、四四〇万五、六八五円とその遅延損害金。

(イ) 本判決別紙(三)記載の一の1の九五万六、二五〇円、同2の一四六万二、五〇〇円のうち一四六万〇、六八五円、同3のうち昭和五四年二月一九日から昭和五五年七月三一日までの一七二万一、二五〇円、同記載の二の一四六万二、五〇〇円、同記載の三のうち昭和五一年一〇月二五日から昭和五二年四月三〇日までの四三万二、〇〇〇円、同年五月一日から昭和五五年七月三一日までの三九ヵ月分の五二六万五、〇〇〇円の合計一、一二九万七、六八五円とこれに対する被控訴人主張の本訴状送達の日(昭和五五年七月二五日、同月二四日本訴状が控訴人らに送達されたことは記録上明らかである。)の後であり、全額につき履行期到来の後であることの明らかな昭和五五年八月一日から支払い済みまで民事法定利率年五分の割合による遅延損害金。

(ロ) 本判決別紙(三)記載の一の3のうち昭和五五年八月一日から同年一〇月三一日までの一六万二、〇〇〇円、同記載の三の

うち昭和五五年八月一日から昭和五六年五月三十一日までの一〇カ月分六〇万円の合計二二万二、〇〇〇円とこれに対する履行期到来の後である原審における訴変更申立書送達の日（昭和五七年五月一日。同年四月三〇日同申立書が控訴人らに送達されたことは記録上明らかである。）から支払い済みまで前同様年五分の割合による遅延損害金。

(イ) 本判決別紙(三)記載の一の3のうち昭和五五年一月一日から昭和五七年九月三〇日までの四一万四、〇〇〇円、同記載の一の4の九、〇〇〇円、同記載の三のうち昭和五七年四月一日から昭和五八年四月三〇日まで一三カ月分七八万円の合計一二〇万三、〇〇〇円の内被控訴人主張の内九九万六、〇〇〇円とこれに対する履行期到来の後である本件附帯控訴状送達の日（昭和五八年五月一日。同月一六日右附帯控訴状が控訴人らに送達されたことは記録上明らかである。）から支払い済みまで前同様年五分の割合による遅延損害金。

9 従つて、被控訴人が支払いを求める損害金は、右の限度で相当として認容されるべきであるが、その余（前記スナック水晶関係の一部と遅延損害金の一部）は失当として棄却を免れない。

また前述の如く控訴人らは「クラブ キャッツアイ」において被控訴人の許諾なく管理著作物の演奏を続け、将来も演奏権の侵害を続けることが予測できるから、その侵害の停止と予防のため著作権法一一二条により差止めを求める被控訴人の請求も相当として認容することができる。

以上の理由により、原判決損害賠償請求認容部分については一部（スナック水晶関係の一部と遅延損害金の一部）これと異なる原判決を変更すると共に、前述の差止請求に関する請求の減縮並びに附帯控訴に基づく請求の拡張により原判決を変更することとし、民事訴訟法九六条、八九条、九二条、一九六条により主文のとおり判決する。

（福岡高等裁判所第二民事部）

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

控訴人らの営業一覽表

三	二	一				場 所
		4	3	2	1	
同 所 「ニュー南国ビル」三階	同市同区堺町一丁目 六三番一号 「ニュー南国ビル」一階	「ニュー南国ビル」地階	北九州市小倉北区鍛 冶町一丁目六番八号	北九州市小倉北区鍛 冶町一丁目六番八号	北九州市小倉北区鍛 冶町一丁目六番八号	北九州市小倉北区鍛 冶町一丁目六番八号
営業種目及び店名	営業種目及び店名	営業種目及び店名	営業種目及び店名	営業種目及び店名	営業種目及び店名	営業種目及び店名
営業期間	営業期間	営業期間	営業期間	営業期間	営業期間	営業期間
自 昭和一一年一〇月二五日 至 現 在	自 昭和三三年 三月二四日 至 昭和三四年 四月三〇日	自 昭和三八年 三月 三日 至 昭和三八年 四月 二日	自 昭和三四年 二月一九日 至 昭和三七年 九月三〇日	自 昭和三四年 二月一八日 至 昭和三四年 二月一八日	自 昭和三一年一二月二〇日 至 昭和三一年一二月一九日	自 昭和三〇年 七月二〇日 至 昭和三一年一二月一九日
カフェ クラブ キヤッツアイ	カフェ クラブ タイガーアイ	スナツク ギヤル	カフェ ミニクラブ 水晶	スナツク 水 晶	スナツク ニュー エメラルド	スナツク

別紙(二)

使用料算定上の参酌基準たる管理著作物使用状況

(1)

	営業期間	ニューエメラルド	水晶
		自 50. 7. 20 至 51. 12. 19	自 51. 12. 20 至 54. 2. 18
1	定員	500名未満	//
2	平均入場料	500円以上1000円未満	//
3	軽音楽使用料 (使用時間1曲1回につき5分未満)	500円	//
4	控除係数 (社交場使用)	0.5	//
5	客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$	//
6	1曲の使用料	50円	//
7	1日の使用料 (使用曲数)	2250円 (45曲)	// (//)
8	1カ月の使用料 (営業日数)	56250円 (25日)	// (//)

(2)

	営業期間	ミニクラブ水晶	//
		自 54. 2. 19 至 55. 7. 31	自 55. 8. 1 至 55. 10. 31
1	定員	500名未満	//
2	平均入場料	2500円以上3000円未満	//
3	軽音楽使用料 (使用時間1曲1回につき5分未満)	900円	//
4	控除係数 (社交場使用)	0.5	//

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

5	客席数に応じて参酌する 係数	$\frac{100}{500}$	//
6	1 曲 の 使 用 料	90円	//
7	1 日 の 使 用 料 (使用曲数)	4050円 (45曲)	2160円 (24曲)
8	1 カ 月 の 使 用 料 (営業日数)	101250円 (25日)	54000円 (25日)

(3)

		ミニクラブ 水 晶	ギ ヤ ル
	営 業 期 間	自 55. 11. 1 至 57. 9. 30	自 58. 3. 3 至 58. 4. 2
1	定 員	500名未満	//
2	平 均 入 場 料	3000円以上3500円未満	1500円以上2000円未満
3	軽 音 楽 使 用 料 (使用時間1曲1回につ き5分未満)	1000円	700円
4	控 除 係 数 (社交場使用)	0.5	//
5	客席数に応じて参酌する 係数	$\frac{100}{500}$	//
6	1 曲 の 使 用 料	100円	70円
7	1 日 の 使 用 料 (使用曲数)	2400円 (24曲)	1190円 (17曲)
8	1 カ 月 の 使 用 料 (営業日数)	60000円 (25日)	29750円 (//)
9	特別使用許諾契約におけ る使用料月額 (月額使用料×0.5)	30000円	15000円 (但し最低基準額)
10	カラオケ伴奏による歌唱 の場合の参酌係数	0.6	//
11	1 カ 月 の 使 用 料 (カラオケ伴奏による)	18000円	9000円

(4)

	営業期間	クラブ タイガーアイ	クラブ キヤッツアイ
		自 53. 3. 24 至 54. 4. 30	自 51. 10. 25 至 52. 4. 30
1	定員	500名未満	500名未満
2	平均入場料	3000円以上3500円未満	2500円以上3000円未満
3	軽音楽使用料 (使用時間1曲1回につき5分未満)	1000円	900円
4	控除係数 (社交場使用)	0.5	〃
5	客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$	〃
6	1曲の使用料	100円	90円
7	1日の使用料 (使用曲数)	4500円 (45曲)	2880円 (32曲)
8	1カ月の使用料 (営業日数)	112500円 (25日)	72000円 (25日)

(5)

	営業期間	クラブ キヤッツアイ	〃
		自 52. 5. 1 至 56. 5. 31	自 56. 6. 1 至 現在
1	定員	500名未満	〃
2	平均入場料	2500円以上3000円未満	3000円以上3500円未満
3	軽音楽使用料 (使用時間1曲1回につき5分未満)	900円	1000円
4	控除係数 (社交場使用)	0.5	0.5
5	客席数に応じて参酌する係数	$\frac{100}{500}$	〃

カラオケ伴奏による客の歌唱につきカラオケ装置を設置したスナック等の
 経営者が演奏権侵害による不法行為責任を負うとされた事例

6	1 曲 の 使 用 料	90円	100円
7	1 日 の 使 用 料 (使用曲数)	5400円 (60曲)	2400円 (24曲)
8	1 カ 月 の 使 用 料 (営業日数)	135000円 (25日)	60000円 (25日)

別 紙 (三)

使 用 料 金 額 一 覧 表

		店 名	算 定 期 間	月 数	使 用 料 金 額
一	1	スナック ニューエメラルド	自 50. 7. 20 至 51. 12. 19	17	56250円×17=956250円
	2	スナック 水 晶	自 51. 12. 20 至 54. 2. 18	26	56250円×26=1462500円
	3	カフェ ミニクラブ 水 晶	自 54. 2. 19 至 55. 7. 31	17	101250円×17=1721250円
			自 55. 8. 1 至 55. 10. 31	3	54000円×3=162000円
4	スナック ギヤル	自 58. 3. 3 至 58. 4. 2	1	9000円×1=9000円	
二		クラブ タイガーアイ	自 53. 3. 24 至 54. 4. 30	13	112500円×13=1462500円
三		クラブ キヤッツアイ	自 51. 10. 25 至 52. 4. 30	6	72000円×6=432000円
			自 52. 5. 1 至 56. 5. 31	49	135000円×49=6615000円
			自 56. 6. 1 至 58. 4. 30	23	60000円×23=1380000円
合 計					14614500円